

会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

- 制度施行日（令和2年4月1日）時点における各地方公共団体の施行状況調査※¹を実施
（令和元年12月の総務省通知※²等における助言に基づく適正化の状況を確認）

※¹ 原則各団体において最も代表的な会計年度任用職員の職に関する取扱いを調査
（最も人数の多い職・複数の部署に共通して置かれる職などを各自治体の判断で選択）

※² 令和元年12月20日付総行公第95号「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について」

1. 再度任用時の空白期間の有無（最も空白期間の短い職について回答）

【制度趣旨の助言内容】

- 再度の任用の際、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、いわゆる「空白期間」（新たな任期と前の任期との間に一定の期間を空けること）を設けることは、改正法の趣旨に沿わない

- 全ての団体において、不適切な「空白期間」は設定されていない状況

（単位：団体数）

区分	回答 団体数	空白期間 なし		空白期間 あり		1日以上 1週間未満		1週間以上 1ヶ月未満		1ヶ月以上	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	795	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
町村	926	926	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	1,181	1,181	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2,969	2,969	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

2. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

【制度趣旨の助言内容】

- 会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
- 単に財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、フルタイム任用の抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,144団体、任用件数は66,429件となっている
- 単に財政上の制約を理由として、短い勤務時間を設定している職は見られない

(1) 任用団体数及び任用件数

(単位:件数)

区分	任用団体数	任用件数
都道府県	11	440
指定都市	12	2,402
市区	434	43,394
町村	484	15,680
一部事務組合等	203	4,513
合計	1,144	66,429

※ 「任用件数」は職ごとのものであり、例えば1人が2つの職に従事する場合は、合算した勤務時間ではなく各職の勤務時間に基づき回答

(2) 勤務時間設定の考え方

(単位:団体数)

分類	団体数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	851	74.4%
② 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	592	51.7%
③ 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	519	45.4%
④ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	148	12.9%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	125	10.9%
⑥ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	106	9.3%

※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。

※ 複数回答であるため各団体数の合計は、任用団体数の合計(1,144団体)と一致しない。

会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

3. 適切な休暇等の設定

【制度趣旨の助言内容】

- 休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべき
- 労働基準法の規定によって年次有給休暇の消滅時効は2年とされているところであり、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時に年次有給休暇が繰り越されるべき

- 休暇の措置や有給等の取扱いについて、国の非常勤職員との権衡を失する団体が一部存在
- 99.6%の団体において、再度任用時の年次有給休暇の繰り越し措置がなされている状況

(1) 国の非常勤職員に整備されている「有給」の休暇の取扱い

(単位:団体数)

休暇等の種類	有給		無給		措置なし		
	数	割合	数	割合	数	割合	
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 備 さ れ た 休 暇	公民権行使	2,946	99.2%	6	0.2%	17	0.6%
	官公署出頭	2,942	99.1%	6	0.2%	21	0.7%
	現住居の滅失等	2,879	97.0%	7	0.2%	83	2.8%
	出勤困難	2,914	98.1%	4	0.1%	51	1.7%
	退勤途上の危険回避	2,769	93.3%	9	0.3%	191	6.4%
	忌引	2,948	99.3%	4	0.1%	17	0.6%
	結婚	2,862	96.4%	19	0.6%	88	3.0%
	夏季	2,848	95.9%	7	0.2%	114	3.8%

(2) 再度任用時の年次有給休暇の繰り越し

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	繰り越す		繰り越さない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%
市区	795	793	99.7%	2	0.3%
町村	926	925	99.9%	1	0.1%
一部事務組合等	1,181	1,171	99.2%	10	0.8%
合計	2,969	2,956	99.6%	13	0.4%

会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

4. 適切な給与決定

【制度趣旨の助言内容】

- 給与水準については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべき
- 単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 95.3%の団体が常勤職員の給料表を基礎とし、92.9%の団体が職務経験等を考慮している状況
- 0.3%の団体が期末手当を支給していない状況
- 23.8%の団体が制度改正前よりも給料（報酬）水準が下がった職種があるとしているが、給与決定原則を踏まえ適正化した結果とするものが多い

(1) 常勤職員の給料表を基礎とするか

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	常勤職員の給料表を基礎とする		常勤職員の給料表を基礎としない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	46	97.9%	1	2.1%
指定都市	20	19	95.0%	1	5.0%
市区	795	752	94.6%	43	5.4%
町村	926	905	97.7%	21	2.3%
一部事務組合等	1,172	1,100	93.9%	72	6.1%
合計	2,960	2,822	95.3%	138	4.7%

(2) 職務経験等の要素を考慮するか

(単位:団体数)

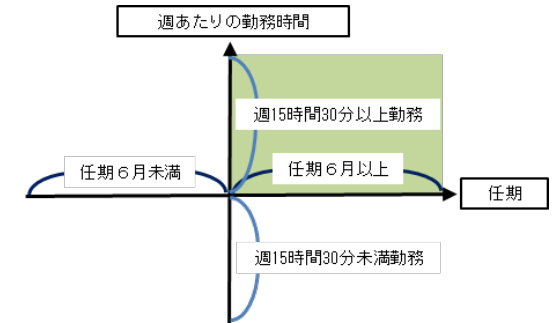
区分	回答 団体数	職務経験等の要素を考慮する		職務経験等の要素を考慮しない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	45	95.7%	2	4.3%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%
市区	795	694	87.3%	101	12.7%
町村	926	898	97.0%	28	3.0%
一部事務組合等	1,172	1,094	93.3%	78	6.7%
合計	2,960	2,751	92.9%	209	7.1%

会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

（３）期末手当の支給対象

（単位：団体数）

区分	回答 団体数	期末手当支給対象範囲 が図と同様又はこれより 広い		期末手当支給対象範囲 が図よりも狭い		支給しない	
		数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	45	95.7%	2	4.3%	0	0.0%
指定都市	20	19	95.0%	1	5.0%	0	0.0%
市区	795	564	70.9%	230	28.9%	1	0.1%
町村	926	773	83.5%	152	16.4%	1	0.1%
一部事務組合等	1,172	1,020	87.0%	145	12.4%	7	0.6%
合計	2,960	2,421	81.8%	530	17.9%	9	0.3%



（４）給料（報酬）水準が、制度導入前の報酬の水準に比べて減額となった職種があるか

（単位：団体数）

区分	回答 団体数	減額となった 職種がある 団体数		理由					
				給与決定原則を踏まえ 適正化したため		職員の入れ替わりや職務 内容の変更があったため		その他	
都道府県	47	25	53.2%	24	96.0%	1	4.0%	0	0.0%
指定都市	20	10	50.0%	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	298	37.5%	224	75.2%	24	8.1%	50	16.8%
町村	926	205	22.1%	155	75.6%	29	14.1%	21	10.2%
一部事務組合等	1,172	165	14.1%	115	69.7%	20	12.1%	30	18.2%
合計	2,960	703	23.8%	528	75.1%	74	10.5%	101	14.4%